

## Clayton Utz 法律事務所インタビュー

場所) Clayton Utz, Level 8, 40 Marcus Clarke street, Canberra, ACT 2601.

Home Page: <http://www.claytonutz.com/home.page/>

時間) 2月12日(金) 10時から11時まで。

話し手) Anna Haynes

聞き手) 福井康太

Clayton Utz 法律事務所でのインタビューは 10 時から同事務所の会議室にて行われた。Clayton Utz 法律事務所はオーストラリア最大規模の Commercial Law Firm の一つで、オーストラリア国内の主要都市に 6 つの事務所を置き、人員規模は事務員を含めて 1800 名、パートナー約 200 名の大法律事務所である。キャンベラ事務所には 60 名の弁護士がいるとのこと。今回訪問したのはキャンベラ事務所。Haynes 氏は、キャンベラ事務所で、兼務の形で Pro Bono Coordinator を担当している。なお、事務所全体には専任の Pro Bono Partner がいるとのことである。

質疑応答の最初は Clayton Utz 法律事務所ですべて課されている Pro Bono の Obligation についてであった。Haynes 氏によれば、同事務所では各弁護士とも最低でも年間 35 時間の Pro Bono 活動を行わなければならない、実際には 40 時間程度が Pro Bono 活動に費やされているとのこと。ちなみに、アメリカの弁護士の場合には年間 100 時間以上が求められているが、各国の事情が違うので、Pro Bono 活動が十分であるかどうかは単純比較できない。

Clayton Utz 法律事務所では Homeless や Youth 支援の Pro Bono プログラムを実施している。Youth Program については、年齢 25 歳未満の若者が関わる解雇や差別、ホームレスなど様々な問題を対象とするもので所得制限はない。同事務所は、Pro Bono Program の一環として、Youth Law Centre ACT などに Secondment の弁護士を送り込んでいる。

Pro Bono 業務の所得上限は\$40,000 とのこと（この点は VIC 州と同様である）。

Pro Bono 活動には Law School の学生ボランティアが多数参加しており、そのコーディネーターも事務所の Pro Bono Coordinator の仕事である。ちなみにキャンベラ事務所では ANU から 10 名の学生が 2.5~3 カ月間ボランティアとして Pro Bono 活動に参加している。2002 年から ANU で Clinical Program が実施されており、これに参加する形で Pro Bono 活動を行う学生が多いとのこと。さらに、各州に Human Rights Commission が置かれ、このコーディネーターのもとに学生が Pro Bono 活動に参加している。

Clayton Utz 法律事務所は、所得制限の範囲内であれば、個人だけでなく慈善団体等の NPO に対しても無償で法的アドバイスをを行うことがある。ただ、これについては、どの慈善団体も Pro Bono による法的アドバイスを求めているのであり、ある団体には無償で法的アドバイスをを行い、他の団体には有償で法的アドバイスをを行っており、その基準がはっきりしないという批判がある。

世界同時不況によって Pro Bono 活動が影響を受けているかどうか質問すると、政府の法律扶助が足りなくなる状況ではあるが、Clayton Utz 法律事務所は従来と変わらない Pro Bono 活動を行っており、これは法律事務所の社会的責任であると考えている。

また、政府や大企業の仕事を引き受ける際に、Pro Bono 活動を行っていると利益相反の問題が生じないかを聞くと、事務所が Pro Bono で扱う事案と Commercial Matters を受任する場合とでは事案の性格がまったく違うので、基本的に利益相反の問題は生じない。確かに問題となり得るケースはあるので、最終的にはケースバイケースで判断することになるが、そのための指針は、Commonwealth Attorney-General's Department が 2005 年に出した Legal Services Directions (2008 年改正) に詳しく示されており、これに準拠して判断が行われているとのこと。

[http://www.ag.gov.au/www/agd/agd.nsf/Page/LegalservicestoGovernment\\_LegalServicesDirections2005/](http://www.ag.gov.au/www/agd/agd.nsf/Page/LegalservicestoGovernment_LegalServicesDirections2005/)

法律事務所がどのようにして Pro Bono 活動へと動機付けられているのかについて質問すると、事務所間に Pro Bono に関する競争があり、しばしば新聞や雑誌などに当該年度の Pro Bono 実績の順位が掲載されたりするので、法律事務所は自らのアピールのために Pro Bono 活動を積極的に行うということになるとのこと。福井は、日本の法律事務所はほとんどが個人事務所であるため、新聞や雑誌上でアピール競争を行わせることは困難であるが、弁護士会が主体となってコンペを行うというようなことは可能なのではないかと付け加えた。

Pro Bono が弁護士の責任という形で事実上強制される場合には、法律事務所もこれに積極的にはなれず、Pro Bono へのインセンティブが下がるのではないかという質問に対して、Haynes 氏は「事務所が Pro Bono を強制的にやらされるということはない。確かに、事務所間の Pro Bono 競争は事実上の強制力をもつが、いずれの事務所も他の事務所には負けたくないであろうし、あくまで競争への参加は自主的なので、指摘されるような問題は生じない」との回答。

最後に、In-house Lawyer をどのように Pro Bono に参加させるかについて聞くと、これは難しい問題だが、例えば、Microsoft 社が In-house Lawyer に Immigration Law の Pro Bono 活動を行わせている例がある。Microsoft 社は各国で活動しており、社内の業務で Immigration 事務を行うことが多いので、このような Pro Bono は研修としても意味があるとのこと。福井は、日本ではまだ In-house Lawyer が少なく、企業の理解も進んでいないので、同様な方法は使いにくいとしつつも、In-house Lawyer を雇っている企業が Pro Bono に何からの形で関わるインセンティブとしては、これはかなりいい方法だと思うと付け加えた。

文責 福井康太